

厚生労働省  
東京労働局発表  
平成23年5月17日

担当	東京労働局労働基準部監督課 監督課長 湯川 渉 主任監察監督官 武藤 一雄 電話：03-3512-1612
----	--

## 平成22年賃金不払事案（申告事件）の処理状況の概要

### 【平成21年から減少も、事案数は過去10年で2番目】

#### 〈東京労働局における平成22年賃金不払事案（申告事件）の概要〉

不払事案件数	3,970件（対前年比 -1,056件 -21%）
対象労働者数	8,299人（対前年比 -2,207人 -21%）
対象不払金額	43億9783万円（対前年比-12億1007万円-22%）

- 東京労働局（局長 山田 亮）は、管下18労働基準監督署・支署における平成22年（1月から12月）に受理した申告事件（注）の中で取り扱った賃金不払事案及び未払賃金立替払制度の運用状況の概要を取りまとめた。
- 平成22年の賃金不払事案は、過去10年で平成21年に次ぐ件数であり、厳しい経済雇用情勢を反映し、高止まりの状況が続いている。  
賃金不払事案は、平成21年に大幅に増加し、平成22年は減少したもののなお高い水準となっている。
- 取りまとめ結果は、別添のとおり。

（注）「申告」とは、労働者から労働基準監督機関に対して、労働関係法令に係る違反事実の通告がなされることをいい、これを受理した労働基準監督官は、事業場への臨検等により違反事実の有無を確認し、違反事実が認められた場合には、事業主にその是正を勧告し、改善させることにより労働者の救済を図ることをいう。

**ポイント1**・・・平成21年から減少したものの、平成22年の賃金不

### 払事案の件数は過去10年で2番目

【賃金不払事案の件数、労働者数、金額の状況（別添グラフ1・表1）】

平成22年に受理した申告事件のうち賃金不払事案は、件数で3,970件（前年比21%減）、対象労働者数で8,299人（前年比21%減）、金額で43億9783万円（前年比22%減）であった。

賃金不払事案の件数・労働者数が過去10年で最多であった平成21年から減少したものの、平成22年は過去10年で平成21年に次ぐ件数であり、高止まりの状況が続いている。

**ポイント2**・・・業種別では、商業や接客娯楽業が多い。また、全般的

に減少しているものの、労働者数・金額は運輸交通業、

保健衛生業等で増加している。

【賃金不払事案の業種別の内訳（別添グラフ2・表2）】

賃金不払事案の業種別の順位は（その他事業を除く）、次のとおり。

件数では ①商業 ②接客娯楽業 ③建設業

対象労働者数では ①商業 ②接客娯楽業 ③清掃と畜業

金額では ①商業 ②接客娯楽業 ③製造業

労働者数・金額について、主な業種で顕著な増加傾向が認められたものは（その他事業を除く、件数順）次のとおり。

①運輸交通業（前年比労働者数21%増、金額43%増）

②保健衛生業（前年比労働者数58%増、金額94%増）

また、主な業種で顕著な減少傾向が認められたものは次のとおり

①商業（前年比件数18%減、労働者数10%減、金額21%減）

②金融・広告業（前年比件数43%減、労働者数26%減、金額38%減）

③清掃・と畜業（前年比件数24%減、労働者数90%減、金額85%減）

**ポイント3**・・・解決・救済された労働者は6, 169人、金額は31

**億6653万円**

**【解決・救済された労働者数・金額の割合（別表3）】**

労働基準監督署では、これら賃金不払事案を把握した場合には、臨検監督を実施する等により、事業主に対して是正を指導し、早期の解決を図っている。

また、会社が倒産等に至った場合には「未払賃金立替払制度（注1）」を適用し、実質的救済を図っている。

平成22年に終了した事案について、労働基準監督署の指導により解決したものは、件数1,722件、対象労働者2,555人、金額11億4102万円であり、労働基準監督署が処理した未払賃金立替払制度による救済は、企業数402件、対象労働者3,614人、金額20億255万円であった。

したがって、賃金不払事案のうち、こうした制度により解決・救済された労働者は6,169人、金額は31億6653万円であった（注2）。

なお、東京労働局では、重大・悪質な賃金不払事案については、労働基準法違反被疑事件として司法処分が付することとしており、平成22年の賃金不払事案の送検件数は、総送検件数（53件）の32%の17件であった。

（注1）未払賃金立替払制度は、企業の倒産等のために賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、一定の条件を満たす場合にその未払賃金の一定範囲について事業主に代わって政府が支払う制度。

労働基準監督署においては、破産等法律上の手続がとられていない中小企業に係る事実上の倒産について、未払賃金立替払制度の適用手続を行っている。

（注2）この数字には含まれていないが、労働基準監督署による行政指導及び未払賃金立替払制度の適用による解決・救済のほか、破産等法律上の手続がとられた場合には、労働者は労働基準監督署による手続を経ずに未払賃金立替払制度により救済される場合がある。

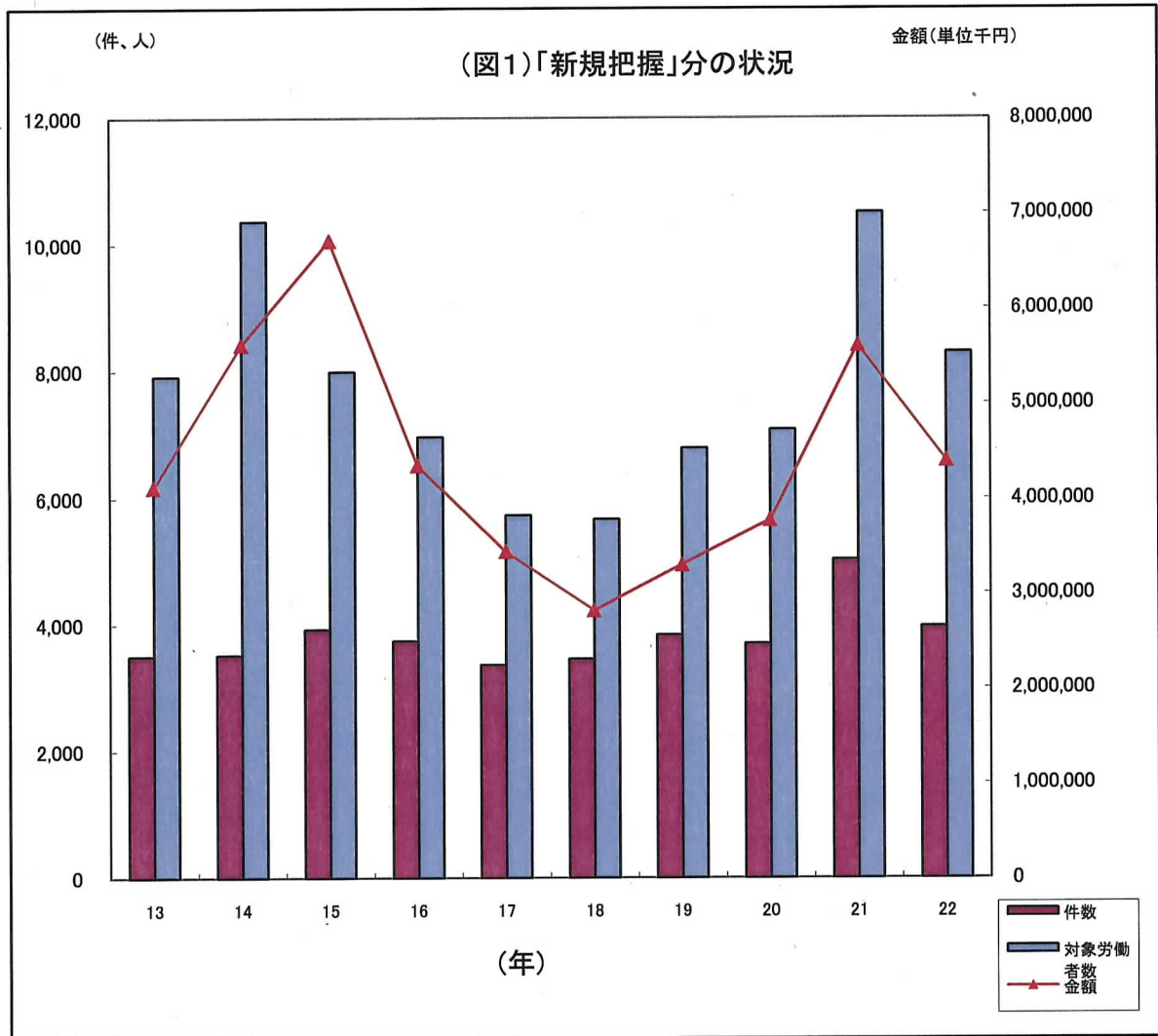
**ポイント4**・・・大型の賃金不払事案（不払額1000万円以上又は対象労働者50人以上のもの）は45件であり、平成21年から倍増している。

【主な賃金不払大型事案の概要（別表4）】

平成22年において、労働基準監督署の指導又は未払賃金立替払制度により賃金不払額1000万円以上又は対象労働者50人以上が解決・救済された大型事案について、対象企業数は45件であり、平成21年の24件から大幅に増加しており、大型の賃金不払事案が増加した。

労働基準監督署の指導による解決事案のうち、1企業における最多労働者数は42人、同じく解決した最高額は4236万円、労働基準監督署が処理した未払賃金立替払制度による救済事案のうち、1企業における最多労働者数は240人、同じく救済された最高額は7171万円であった。

# (グラフ1) 賃金不払事案の件数、労働者数、金額の状況



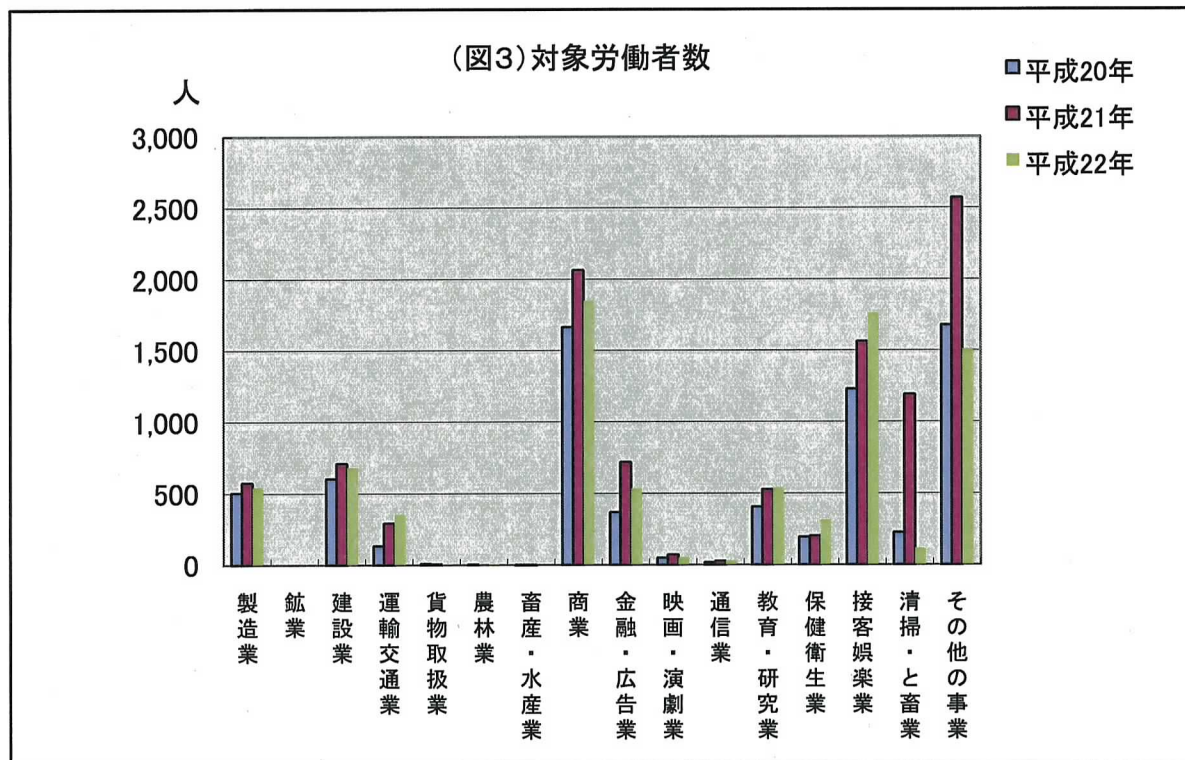
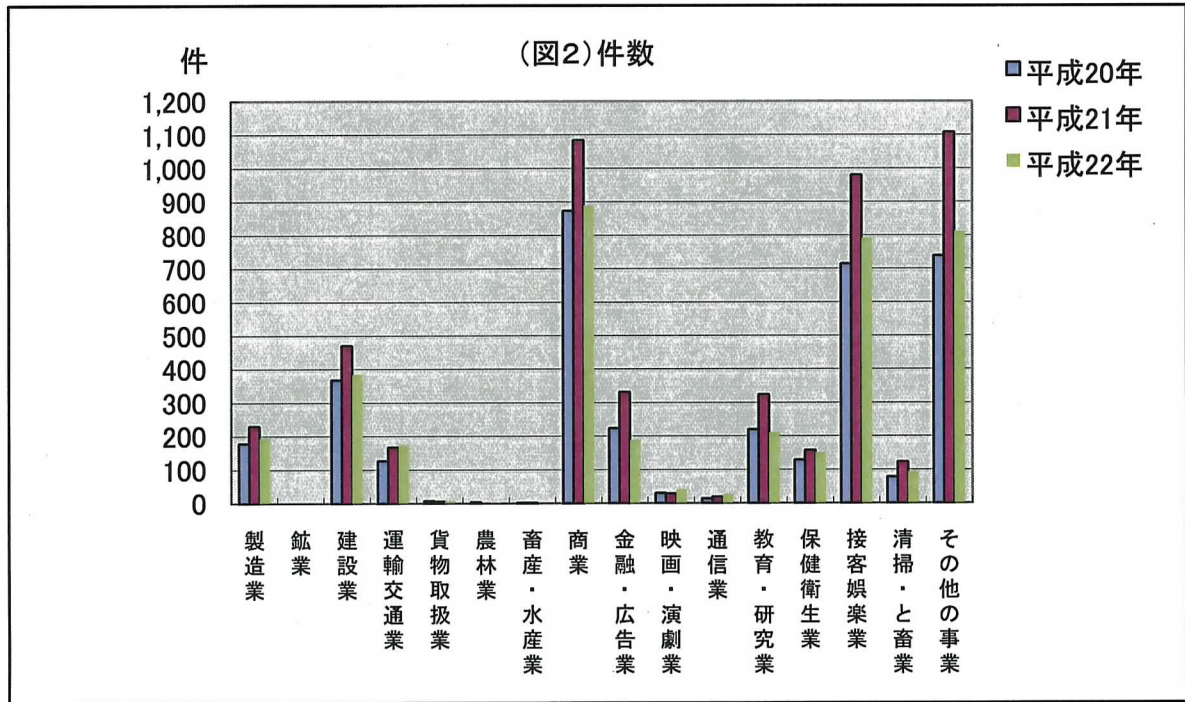
(表1) 賃金不払事案の件数、労働者数、金額の状況・推移

年	「新規把握」分					「取り扱った」もの(注)			指導により解決したもの		
	件数 (件)	1件当 り不払 額 (千円)	対象 労働 者数 (人)	労働者 1人当 たり 不払額 (千円)	金額 (千円)	件数 (件)	対象労 働者数 (人)	金額 (千円)	件数 (件)	対象労 働者数 (人)	金額 (千円)
13	3,502	1,176	7,920	520	4,119,143	4,148	10,024	4,971,543	1,636	2,882	1,278,673
14	3,520	1,595	10,368	542	5,615,077	4,125	12,573	6,513,905	1,612	5,467	1,097,530
15	3,925	1,710	7,993	840	6,710,444	4,549	9,496	8,269,160	1,604	3,114	1,309,184
16	3,741	1,162	6,964	624	4,347,708	4,327	8,131	5,167,282	1,799	2,924	1,599,743
17	3,361	1,024	5,729	601	3,441,828	3,914	6,888	4,086,618	1,551	1,959	1,127,110
18	3,453	816	5,666	497	2,818,772	3,914	6,360	3,128,045	1,715	2,662	922,078
19	3,833	861	6,786	486	3,300,898	4,327	7,553	3,836,458	1,803	2,676	977,673
20	3,699	1,020	7,079	533	3,772,037	4,242	8,059	4,272,563	1,809	2,641	760,224
21	5,026	1,116	10,506	534	5,607,901	5,507	11,390	6,137,395	2,205	3,453	1,400,994
22	3,970	1,108	8,299	530	4,397,825	4,723	11,390	5,674,613	1,722	2,555	1,141,015

(注)「取り扱った」ものとは、当年新規把握と前年に把握し処理を当年まで継続した事案の合算である。



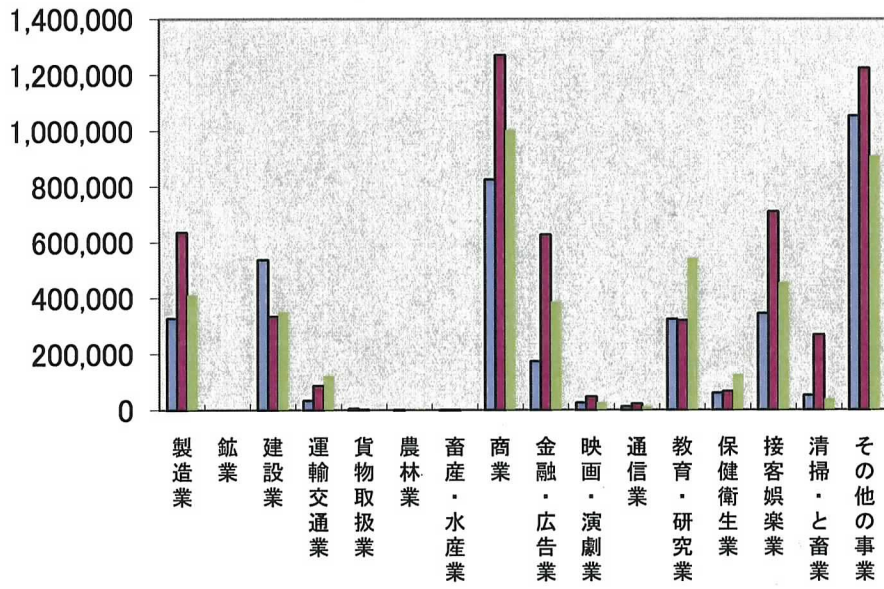
## (グラフ2) 賃金不払事案の業種別の内訳



(図4)賃金不払額

(千円)

■平成20年  
■平成21年  
■平成22年





(表2) 賃金不払事案の業種別の内訳

業種	件数(件)			対象労働者数(人)			金額(千円)		
	平成	平成	増減率	平成	平成	増減率	平成	平成	増減率
	21年	22年	(%)	21年	22年	(%)	21年	22年	(%)
製造業	230	194	△ 15.7	575	544	△ 5.4	635,586	412,478	△ 35.1
鉱業	0	0		0	0		0	0	
建設業	470	385	△ 18.1	709	683	△ 3.7	333,608	351,441	5.3
運輸交通業	167	173	3.6	290	352	21.4	85,911	122,455	42.5
貨物取扱業	5	6	20.0	6	6	0.0	1,170	1,861	59.1
工業的業種計	872	758	△ 13.1	1,580	1,585	0.3	1,056,275	888,235	△ 15.9
農林業	0	3		0	9		0	4,478	
畜産・水産業	1	0		1	0		30	0	
商業	1,084	890	△ 17.9	2,062	1,849	△ 10.3	1,269,867	1,003,421	△ 21.0
金融・広告業	331	189	△ 42.9	718	533	△ 25.8	627,136	386,646	△ 38.3
映画・演劇業	28	42	50.0	71	52	△ 26.8	47,009	27,744	△ 41.0
通信業	18	26	44.4	25	29	16.0	21,542	12,668	△ 41.2
教育・研究業	324	210	△ 35.2	527	538	2.1	319,119	542,794	70.1
保健衛生業	157	151	△ 3.8	200	315	57.5	65,672	127,087	93.5
接客娯楽業	980	791	△ 19.3	1,562	1,763	12.9	709,174	455,134	△ 35.8
清掃・と畜業	123	93	△ 24.4	1,190	118	△ 90.1	267,529	39,228	△ 85.3
その他の事業	1,108	817	△ 26.3	2,570	1,508	△ 41.3	1,224,548	910,390	△ 25.7
非工業的業種計	4,154	3,212	△ 22.7	8,926	6,714	△ 24.8	4,551,626	3,509,590	△ 22.9
合計	5,026	3,970	△ 21.0	10,506	8,299	△ 21.0	5,607,901	4,397,825	△ 21.6

(注)増減率(単位%)については、小数点第2位を四捨五入して算出しており、△は減少していることを示す。

(表3) 賃金不払事案の労働基準監督署における処理状況  
(解決・救済の割合)

		件数	対象労働者	金額 (千円)
平成21年繰越分		753	1,892	1,276,788
平成22年新規把握		3,970	8,299	4,397,825
平成22年に取り扱ったもの (平成21年繰越分+平成22年新規握)・・・①		4,723	10,191	5,674,613
平成22年に処理が完結したもの (平成22年取扱分①-平成23年繰越分)・・・②		4,147	8,884	4,966,128
処理 状況	労働基準監督署の指導により解決・・・③	1,722	2,555	1,141,015
		41.5%	28.8%	23.0%
	未払賃金立替払制度の適用による救済 ・・・④	402	3,614	2,025,519
		9.7%	40.7%	40.8%
解決・救済の合計 ③ + ④		2,124	6,169	3,166,534
		51.2%	69.4%	63.8%

※処理状況欄の%は、平成22年完結分②を100%とした場合の構成比を示す。

(表4) 主な大型賃金不払事案

(賃金不払額1000万円以上又は対象労働者50人以上)

業種	事案概要	対象労働者	解決・救済額
保健衛生業	店舗従業員に対する時間外・休日・深夜労働の割増賃金が不足しており、労働基準監督署が指導を行った結果、不足分が支払われたもの。	6人	1453万円
教育研究業	教員に対する時間外・休日労働の割増賃金が不足しており、労働基準監督署が指導を行った結果、不足分が支払われたもの。	42人	4236万円
商業	店舗従業員に対する時間外・休日労働の割増賃金が不足しており、労働基準監督署が指導を行った結果、不足分が支払われたもの。	6人	1333万円
情報処理業	経営不振から倒産となり、労働基準監督署の処理により、未払賃金立替払制度による救済が図られたもの。	240人	7171万円